

西原町一般廃棄物処理基本計画

概要版



平成 24 年 3 月

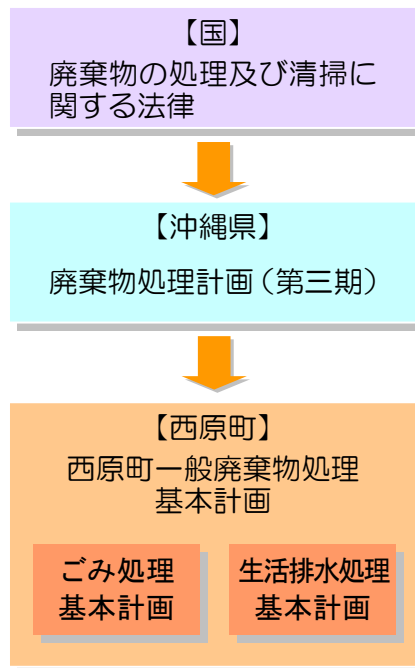
沖縄県 西原町

一般廃棄物処理基本計画の概要

1. 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき策定するものです。

本計画では、町全域を対象とするとともに、東部清掃施設組合管内の南城市（佐敷地区のごみ処理のみ）、与那原町の一般廃棄物処理の枠組みを踏まえたものとします。



2. 計画目標年次

町における本計画の目標年度は、平成 24 年度を初年度とし 10 年後の平成 33 年度とします。

平成 24年度 1年目	25年度 2年目	26年度 3年目	27年度 4年目	28年度 5年目	29年度 6年目	30年度 7年目	31年度 8年目	32年度 9年目	33年度 10年目
計画の前提条件に大きな変動が合った場合には見直しを実施します					計画の改訂				計画目標年度



3. ごみ処理基本方針

町では、「循環型社会」の形成に向け、ごみとなるものは**断り**（リフューズ）、ごみの**発生を抑制し**（リデュース）、製品等の**再使用**（リユース）に努め、資源として再生可能なものについては**再生利用**（リサイクル）を図る「4R」を推進します。

＜西原町のごみ処理に関する基本方針＞

- ① ごみの排出抑制の推進
- ② ごみの資源化の推進
- ③ ごみの適正処理・処分の推進



4. 生活排水処理基本方針

町では、公共下水道の整備推進と下水道への接続を促進し、下水道の整備が困難な地域（下水道処理区域外の地域）については、合併処理浄化槽の普及を促進します。また、浄化槽設置世帯に対しては、浄化槽を適正に管理して頂くように周知を図ります。

＜生活排水処理に関する基本方針＞

- ① 生活排水の適正処理の推進
- ② 生活排水処理施設の整備推進



ごみ処理基本計画



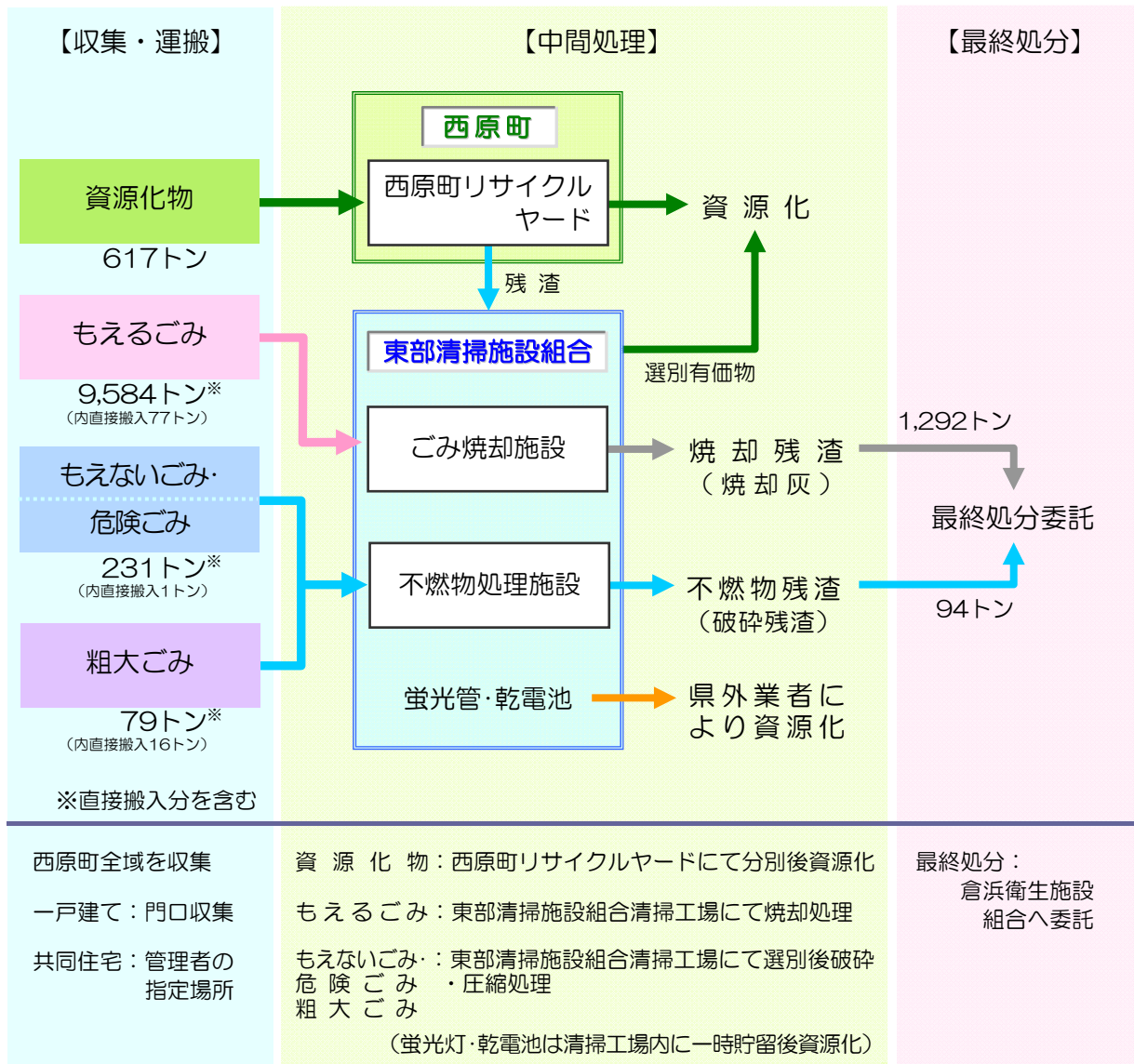
1. ごみ処理体制

町のごみの収集・運搬については、一般家庭より排出される家庭系ごみは委託業者によって行われ、事業所等より排出される事業系ごみは自己搬入または許可業者によって行われます。

ごみの中間処理は、西原町リサイクルヤードにおいて、シルバー人材センター、地域活動支援センターの作業員によって資源化物の分別が行われ、その他のごみは、西原町・南城市（佐敷地区のごみ処理のみ）・与那原町で構成される東部清掃施設組合清掃工場で焼却処理等が行われます。東部清掃施設組合清掃工場においては、もえるごみの焼却処理、もえないごみ及び粗大ごみ等の選別等も行われます。

最終処分については、焼却残渣及び不燃残渣の埋立処分を倉浜衛生施設組合に委託しています。

西原町のごみ処理体制（平成 22 年度現在）

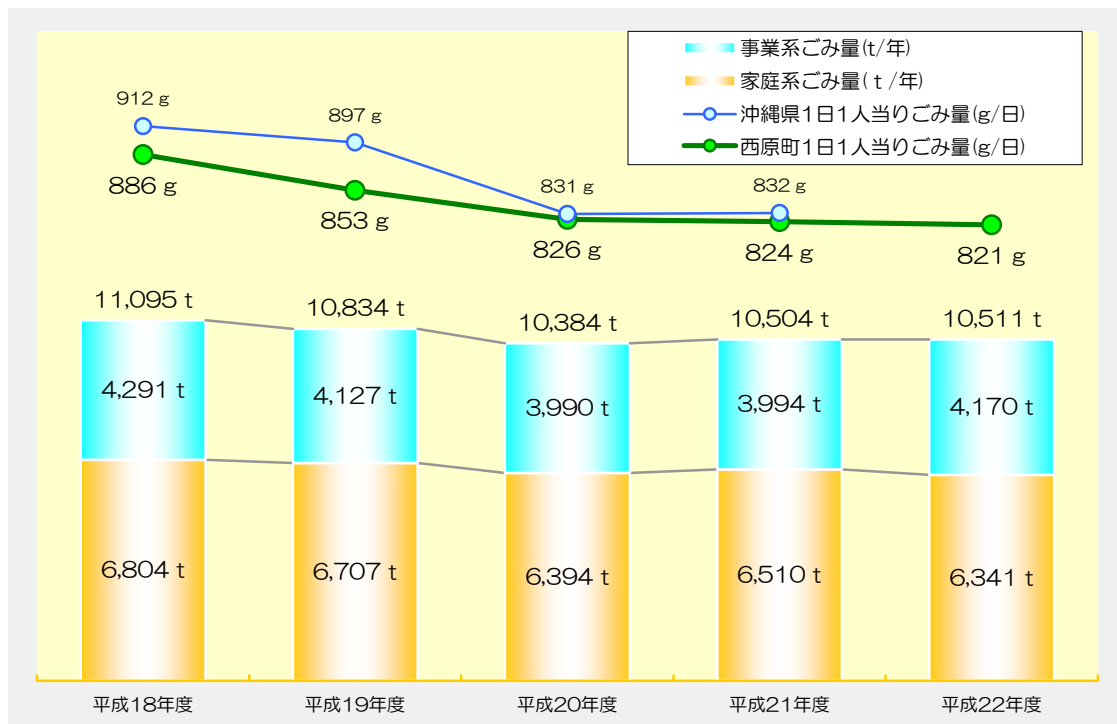




2. ごみ処理の実績

町における平成22年度のごみ総排出量は10,511トンであり、1人1日当たりのごみ排出量に換算すると821グラムになります。この量は、前年度における沖縄県平均値832グラムと比較すると低い値となっています。

西原町のごみ排出量の推移



3. ごみ処理の課題

■ 排出抑制に関する主な課題

- ・意識啓発活動を、さらに推進する必要がある。
- ・環境教育を、さらに推進する必要がある。
- ・過剰包装による包装廃棄物の発生抑制が十分でない
(事業者への指導等)。
- ・マイバッグの普及を、さらに推進する必要がある。
- ・生ごみの資源化を、さらに推進する必要がある。
- ・木枝の資源化を、さらに推進する必要がある。
- ・廃食油のリサイクルを、さらに推進する必要がある。
- ・多量排出事業者への「廃棄物減量計画(仮称)」作成等の指導を図る必要がある。
- ・資源化物の自主回収(集団回収、店頭回収等)が十分でない。
- ・不要品等の流通網の活性化を図る必要がある。



■ 収集・運搬に関する主な課題

- ・ごみの排出容器（指定袋等）の使用や分別区分に対する周知の徹底及び周知手法の改善が必要である。
- ・集合住宅等管理者に対し、分別排出の指導を徹底する必要がある。
- ・排出日・排出時間の厳守を徹底する必要がある。
- ・暴風警報発令時のごみ排出禁止の周知を徹底する必要がある。
- ・家電リサイクル法・パソコンリサイクル法等の周知を徹底する必要がある。
- ・指定ごみ袋等の料金について適宜検討し、適正料金を維持する必要がある。
- ・収集・運搬体制の効率化（人件費・燃料費・温室効果ガス排出量等の低減）について継続的に取り組み、さらに推進する必要がある。
- ・在宅医療廃棄物の収集等について、関係機関と収集体制等を協議する必要がある。
- ・資源化物の抜き取りを防止する必要がある。

■ 中間処理に関する主な課題

- ・清掃工場への負荷低減（処理ごみ量の減量等）を、さらに推進する必要がある。
- ・清掃工場からの温室効果ガス排出抑制（処理ごみ量の減量等）について継続的に取り組み、さらに推進する必要がある。
- ・ごみ処理コストの低減（燃料、電気使用量の低減の取り組み等）について継続的に取り組み、さらに推進する必要がある。

■ 不法投棄に関する主な課題

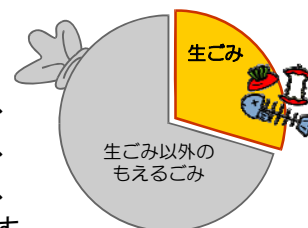
- ・不法投棄頻出箇所のパトロールを、継続的に実施し、さらに強化する必要がある。
- ・不法投棄頻出箇所への看板等の設置を、継続的に実施し、さらに推進する必要がある。
- ・不法投棄がしにくい環境の整備（不法投棄頻出箇所の美化活動等）に関する啓発を、継続的に実施し、さらに推進する必要がある。

■ 災害時の廃棄物処理に関する主な課題

- ・収集・運搬体制、各種関係機関との連携体制を確立する必要がある。
- ・災害廃棄物の一時仮置き場を確保する必要がある。
- ・「災害廃棄物処理計画（仮称）」を策定する必要がある。

生ごみの資源化について

生ごみは一般にごみ排出量全体の約3割を占め、その排出抑制や資源化を推進することで、効果的にごみの排出抑制等が図れます。町のごみの排出量は、沖縄県内において比較的低い水準となっていますが、今後、生ごみの排出抑制・資源化に取り組むことで、さらにごみ排出量の排出抑制が図れるものと考えます。





4. ごみの減量化目標値

町の減量化目標は、平成 33 年度において 1 人 1 日当たりのごみ排出量を **780 g/人・日** と設定します。

また、再生利用率については、平成 22 年度の 6.9% を、平成 33 年度に **20% まで増加** することを目指します。

最終処分量については、平成 22 年度の実績値に対し、**22% 削減** することを目指します。

【西原町の一般廃棄物の減量化目標値】

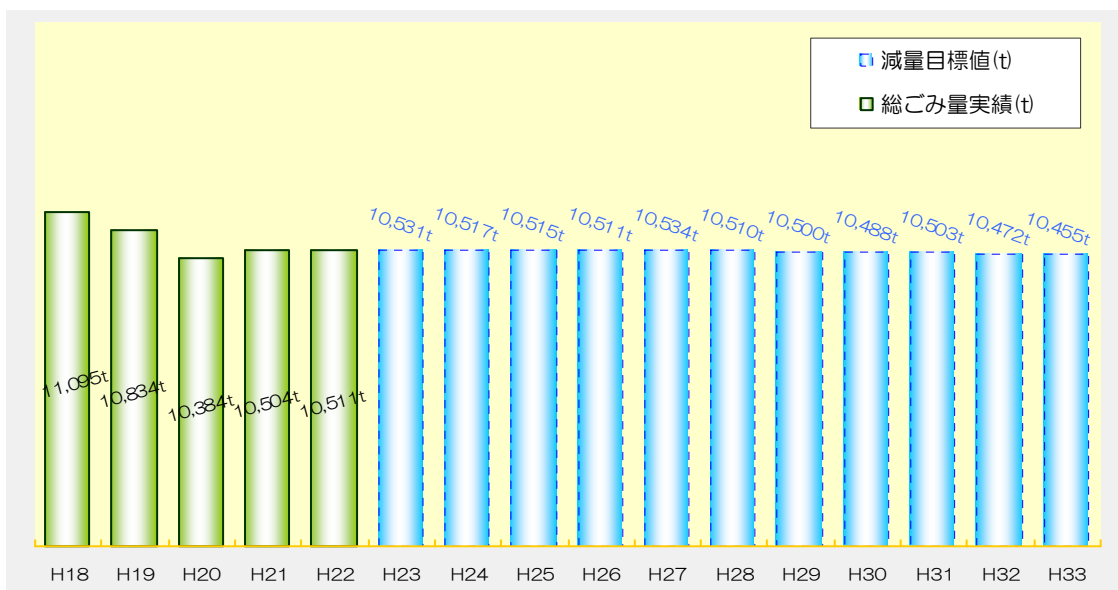
	平成 22 年度 実績値	平成 33 年度 目標値
排出量	10,511 トン/年 (821 g/人・日)	10,455 トン/年* (780 g/人・日)
再生利用率	727 トン/年 (6.9%)	2,091 トン/年* (20%)
最終処分量	1,386 トン/年 (13.2%)	1,081 トン/年 (10.3%)

※ 排出量及び再生利用率については、当該年度（平成 33 年度）の人口により変動します。

平成 33 年度のごみ減量化目標値にしたがって、ごみの減量等が実施された場合のごみ排出量の推移を以下に示します。

人口の増加が見込まれていることから、減量化目標を達成した場合でもほぼ横ばいの推移となります。

減量化目標を達成した場合のごみ排出量の推移





5. ごみ処理計画

(1) 排出抑制計画

ごみの排出抑制にあたっては、町・町民・事業者のそれぞれが主体的に適切な役割を担い実行していくことが必要です。

① 町における取り組み

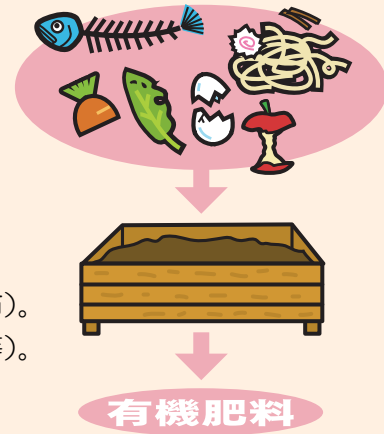
町における取り組み

●生ごみの排出抑制に関する取り組み

- ①町の広報、ホームページ等を活用した生ごみの発生抑制の啓発。
- ②事業者への生ごみの減量化指導。

●生ごみの資源化に関する取り組み

- ①生ごみ処理機、ぼかし等の購入助成制度の継続・強化。
- ②生ごみ堆肥化容器、生ごみ処理機、ダンボールコンポスト等の普及促進。
- ③食品リサイクル法が適用されない中小規模事業者に対し、堆肥化等情報の提供、指導。
- ④食品リサイクル法対象事業者への法令遵守の指導。
- ⑤生ごみ堆肥化の情報提供（パンフレット等の作成、配布）。
- ⑥生ごみ堆肥化の講習会の実施（クリーン指導員の活用等）。
- ⑦生ごみ堆肥の利用先の確保（公園、学校等の公共施設の花壇等）。
- ⑧自治会、サークル等の生ごみ資源化への取り組みに対する助成。
- ⑨学校等を中心とした生ごみの資源化の実施。
- ⑩生ごみ堆肥化の情報収集。



●ごみの排出抑制に関する取り組み（生ごみの排出抑制以外）

- ①ごみ減量化・リサイクル促進の意識啓発の広報活動（ポスター・パンフレット等の作成、配布）。
- ②町民に対するマイバッグ運動の普及啓発。
- ③販売業者等に対するマイバッグ運動の普及啓発。
- ④町民に対する食品トレイ等店頭回収利用の普及啓発。
- ⑤販売業者等に対する食品トレイ等店頭回収実施の普及啓発。
- ⑥集合住宅等管理者に対し、分別排出の指導。
- ⑦町民・事業者への指定ごみ袋等の使用の指導。
- ⑧多量排出事業者への「廃棄物減量計画（仮称）」の作成等の指導。

- ⑨イベント時のごみ排出抑制（使い捨て製品等の使用抑制）の実施。
- ⑩ごみの減量、排出抑制等に関する講演会等の開催。
- ⑪ごみ減量アイデア集の発行。
- ⑫不用品等交換情報誌の発行。
- ⑬小学校における環境教育の推進。
- ⑭市民を対象とした環境教育の実施。
- ⑮クリーン指導員の組織活動の強化（役割の見直し）。
- ⑯指定ごみ袋の適正料金の維持（県内自治体の状況等の把握）。
- ⑰分別排出、排出日・時間の厳守の周知徹底。

●ごみの資源化に関する取り組み（生ごみの資源化以外）

- ①木枝の資源化の推進。
- ②廃食油のリサイクルの推進。
- ③5種分別収集の継続実施・徹底。
- ④資源化物の分別排出徹底の指導。
- ⑤ごみ分別マニュアルの作成。
- ⑥集団回収の普及啓発。
- ⑦資源回収業者の育成。
- ⑧ごみの資源化に関するイベント
（フリーマーケット等）の定期開催。
- ⑨新たな分別品目（資源化品目等）の検討。
- ⑩リサイクル基金の充実。



●その他の取り組み

- ①町役場等の公共施設における再生品の使用促進。
- ②緑のリサイクル事業の推進。
- ③ごみ不法投棄防止及び公害防止の普及啓発（看板設置及び定期的パトロールの実施）。
- ④環境保全対策事業の推進。
- ⑤環境美化地域モデル事業の推進。
- ⑥ちゅら島環境美化清掃活動の推進。
- ⑦美化運動推進・支援。
- ⑧放置自動車の適正処理の指導。
- ⑨資源化物等排出容器（指定袋等）の検討。
- ⑩在宅医療廃棄物の排出等についての関係機関との協議・検討。
- ⑪収集・運搬体制の効率化の検討。
- ⑫エコアクション21等の環境経営システムの導入・実施等の検討。

② 町民における取り組み

町民における取り組み

●生ごみの排出抑制に関する取り組み

- ①食品の計画的な購入・調理の実施。
- ②水切り排出の実施。

●生ごみの資源化に関する取り組み

- ①生ごみの堆肥化の実施。
- ②生ごみ堆肥の積極活用。

●グリーンコンシューマー（環境に優しい消費者）活動への取り組み

（生ごみに関する取り組み以外）。

- ①買い物時のマイバッグの利用。
- ②過剰包装の自粛（タイミーロール等の使用を控える）。
- ③お箸等は使い捨て製品の使用・購入を控える。
- ④再利用（詰め替え）可能な容器の製品を選定。
- ⑤環境配慮型製品を優先的に選択（グリーン購入）。
- ⑥ごみのポイ捨てをしない。
- ⑦短期間使用するものはリース・レンタルを活用。
- ⑧衣類等をリフォームする。
- ⑨フリーマーケット、バザー等の利活用。
- ⑩（市民団体等として）再用品交換情報誌等の発行。
- ⑪ごみの排出抑制等に関するイベント・フェア等の開催。
- ⑫資源化物の集団回収運動、紙パック回収運動の実施。
- ⑬再生資源を用いた製品の使用。
- ⑭各種環境関連施設の見学会の実施・参加。

●その他の取り組み

- ①ごみの分別排出の実施。
- ②木枝の適正排出の実施。
- ③廃食油のリサイクルの実施（適正排出）。
- ④指定ごみ袋の使用。
- ⑤暴風警報発令時のごみの排出禁止、排出日・時間の厳守。
- ⑥町や沖縄県等の実施するごみ処理に関する各種施策への協力。



③ 事業者における取り組み

事業者における取り組み

- 生ごみの排出抑制に関する取り組み
 - ① ばら売り、量り売りの推進。
 - ② 食品等の適正量の仕入れ。
- 生ごみの資源化に関する取り組み
 - ① 食品廃棄物の資源化の実施。
 - ② 生ごみ堆肥・飼料等の積極活用。
- ごみの排出抑制に関する取り組み（生ごみの排出抑制以外）
 - ① 紙等の資源化物の分別排出。
 - ② 従業員の環境意識の向上や環境教育の充実。
 - ③ 無駄なコピー・印刷を行わない（事務処理のペーパーレス化）。
 - ④ 再生紙等のリサイクル製品の使用。
 - ⑤ 「廃棄物減量計画（仮称）」の作成（多量排出事業者）。
 - ⑥ 町や沖縄県等の実施するごみ処理に関する各種施策への協力。
- 環境経営等の取り組み
 - ① 地域の環境活動に積極的に参加。
 - ② 環境配慮型製品を優先的に選択（グリーン購入）。
 - ③ 地域密着型環境ビジネスの構築。
 - ④ エコアクション21等への取り組み、環境経営システムの充実化。
- 製造段階でのごみの排出抑制への取り組み
 - ① 設計・生産段階から商品の省資源化、長寿命化に配慮。
 - ② 原材料の選択や生産工程を工夫し、廃棄物の発生を抑制。
 - ③ 再生材料をできるだけ使用。
 - ④ リサイクルが容易な商品の開発・製造。
- 販売段階でのごみの排出抑制への取り組み
 - ① 販売時に過剰包装をしない。
 - ② 環境にやさしい商品の表示等、消費者に対する意識啓発。
 - ③ 飲食店等での使い捨て製品の使用を抑制。
 - ④ リターナブル容器製品、詰め替え製品等の耐久性に優れた製品の積極販売。
 - ⑤ 食品トレイ、発泡スチロール等の資源化物回収システムの整備。
 - ⑥ 製造・販売した商品の修理体制を整備。
 - ⑦ 家電リサイクル法・パソコンリサイクル法等の周知の促進。



(2) 収集・運搬計画

町におけるごみの収集・運搬計画の概要は下表に示すとおりです。収集・運搬にあたっては、排出ルールの指導徹底や、資源化物の“抜き取り”防止を図ります。

西原町における収集・運搬計画の概要

排出形態	分別区分	収集の委託・許可	排出場所等
家庭系ごみ	5種分別 ①資源化物 ②もえるごみ ③もえないごみ ④危険ごみ ⑤粗大ごみ	委託収集	一戸建て：門口収集 集合住宅：管理者の指定場所
事業系ごみ	4種分別 ①資源化物 ②もえるごみ ③もえないごみ ④危険ごみ	自己搬入または許可業者との契約による収集委託	各事業者にて設置

(3) 中間処理計画

町におけるごみの中間処理計画の概要は下表に示すとおりです。ごみ処理施設への負荷・ごみ処理コストの低減を図るため、ごみの減量化、水分を多く含んだ生ごみの混入抑制等が必要であり、意識啓発を継続して実施します。

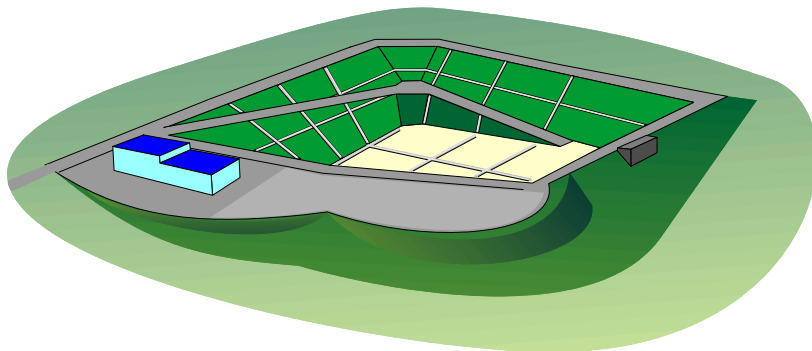
西原町における中間処理計画の概要

分別区分	処理主体	主な処理施設	処理計画の概要
資源化物	西原町	西原町リサイクルヤード	下記の資源化物（てんぷら油を除く）について、西原町リサイクルヤードにて分別後、資源化業者への引き渡しを行う。 なお、てんぷら油については、収集及び資源化を資源化業者に委託する。 ①古紙・古布類 ②木枝 ③缶類・びん類・ペットボトル ④てんぷら油
もえるごみ	東部清掃施設組合	清掃工場	もえるごみについては、東部清掃施設組合の清掃工場にて、焼却処理を行う。
もえないごみ・危険ごみ	東部清掃施設組合	清掃工場	もえないごみ・危険ごみ、粗大ごみについては、東部清掃施設組合の清掃工場にて、選別後破砕・圧縮を行う。
粗大ごみ			

(4) 最終処分計画

町における一般廃棄物（焼却灰等）の最終処分は、当面は委託処分（直接的には東部清掃施設組合が最終処分先と委託契約を行っている）を継続します。

なお、町では、沖縄本島南部地域における広域最終処分場の整備について、周辺市町村と検討を行っているところであり、将来的には委託によらない安定した処分が可能な最終処分場の確保を図ります。



(5) 大規模災害時の廃棄物処理について

台風や地震等の大規模災害の発生時は、日常発生する廃棄物とは別に多量に災害廃棄物が発生することが想定されます。このような災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を図るため、「西原町地域防災計画」に基づき、収集・運搬体制や処理体制、各種関係機関との連絡体制等の確立及び災害廃棄物を一時的に仮置きするための仮置場の確保等を図ります。また、別途「災害廃棄物処理計画（仮称）」の策定について検討します。



生活排水処理基本計画

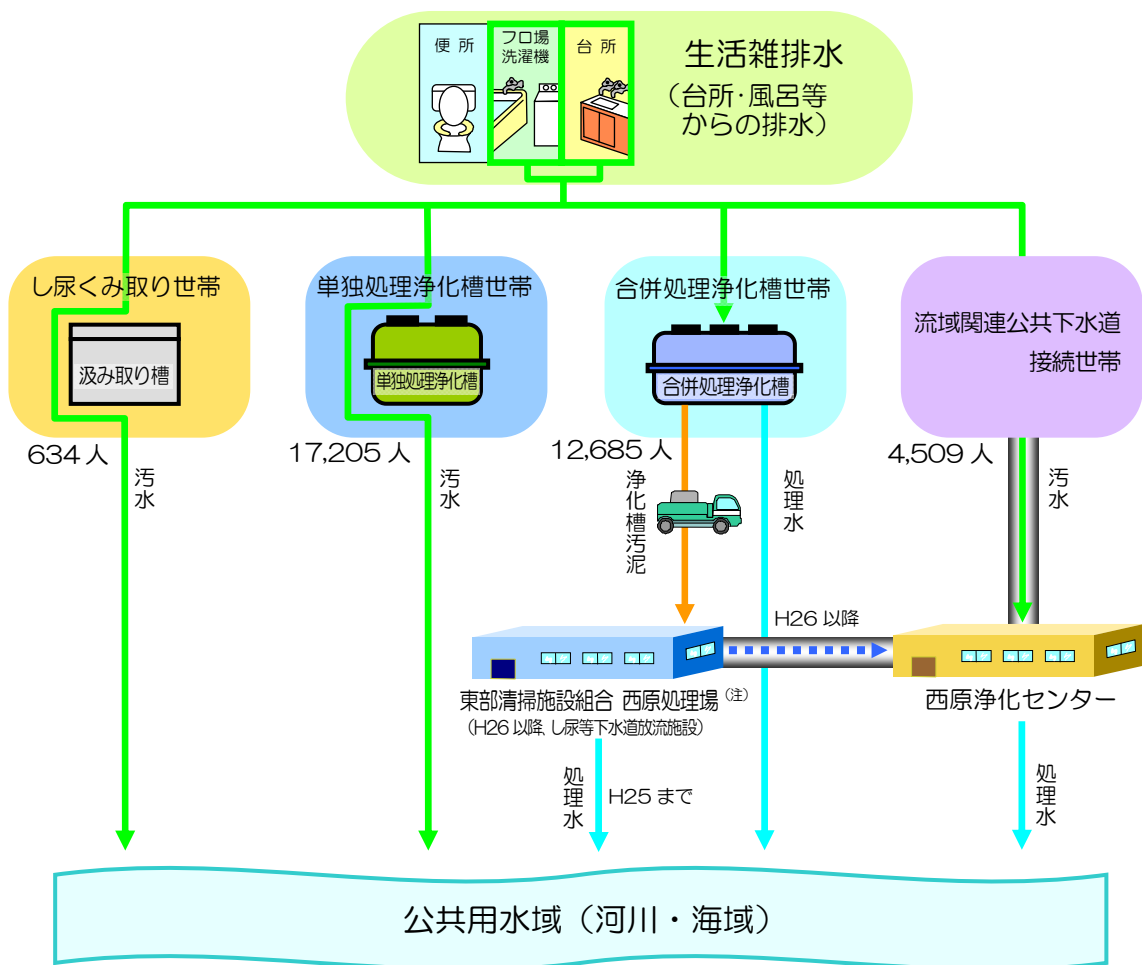


1. 生活排水処理体制

(1) 生活排水処理体制

各家庭の台所等より排出される生活雑排水は、**下水道接続世帯**や**合併処理浄化槽設置世帯**については、汚水を処理した後に河川や海域等の公共用水域に放流されますが、**くみ取り世帯**及び**単独処理浄化槽使用世帯**については、未処理のまま公共用水域に放流され、河川や海域の水質汚濁の原因となっています。

西原町の生活雑排水処理体制（平成 22 年度現在）



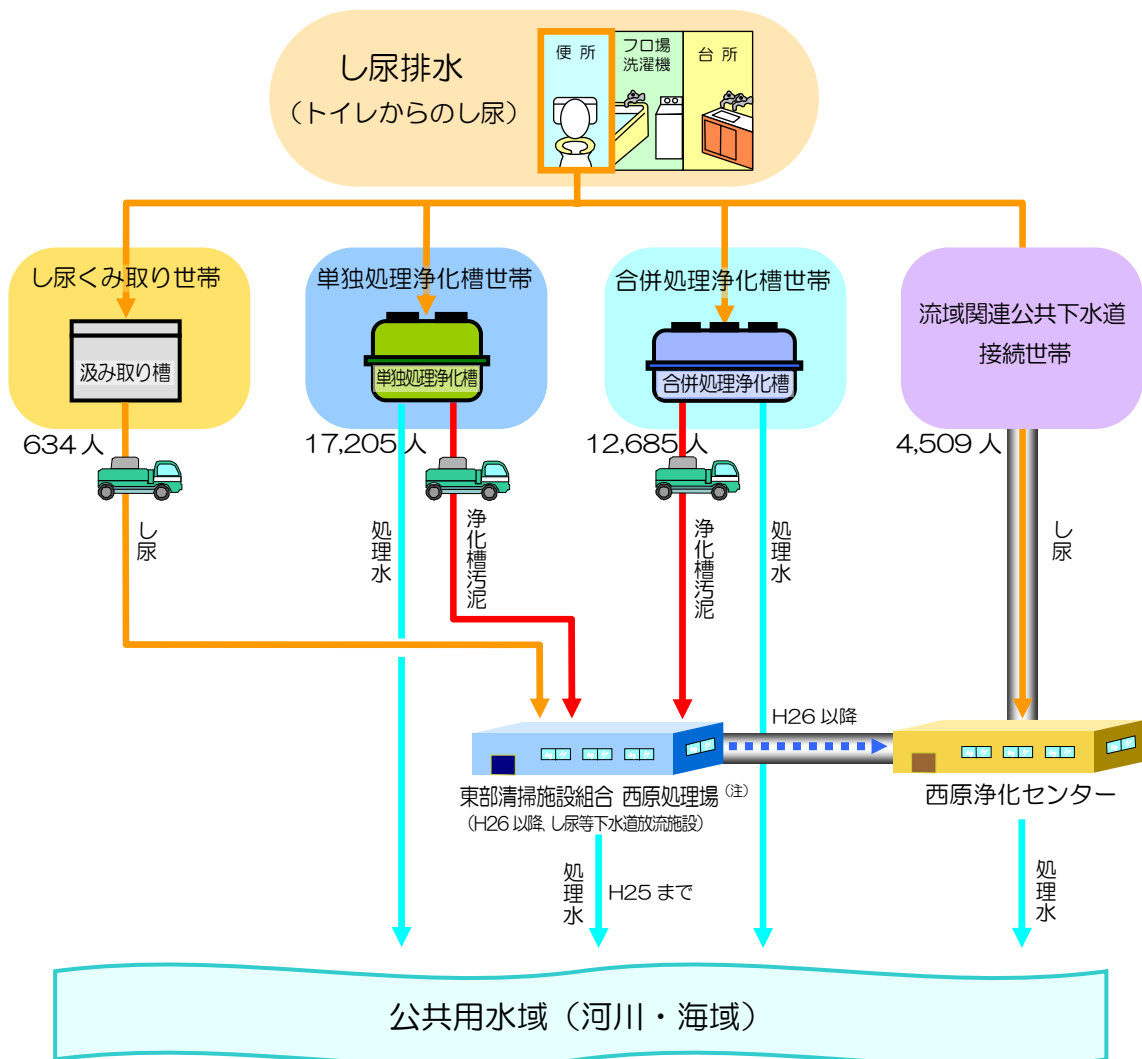
（注）東部清掃施設組合西原処理場については、し尿等下水道放流施設へ更新する予定となっており、平成 26 年度より当該施設にて処理を行い、下水道へ放流する予定です。

(2) し尿排水処理体制

くみ取り世帯及び浄化槽使用世帯から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、東部清掃施設組合の西原処理場にて適正に処理された後河川等の公共用水域に放流されます。

また、公共下水道接続世帯から排出されるし尿は、西原浄化センターにて適正に処理された後河川等の公共用水域に放流されます。

西原町のし尿排水処理体制（平成 22 年度現在）



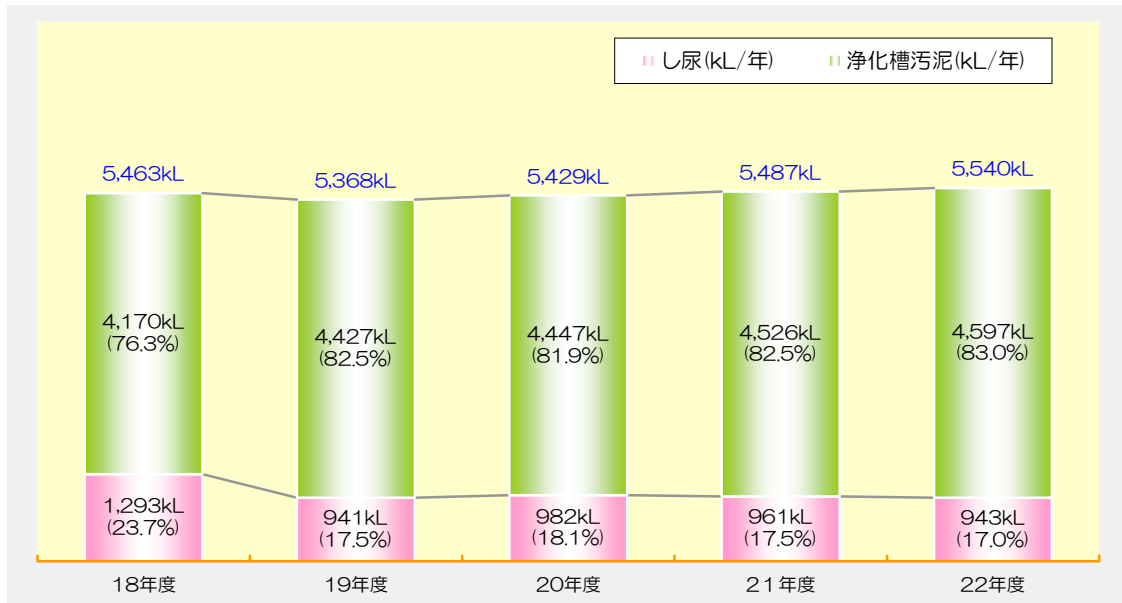
(注) 東部清掃施設組合西原処理場については、し尿等下水道放流施設へ更新する予定となっており、平成 26 年度より当該施設にて処理を行い、下水道へ放流する予定です。



2. 生活排水処理の実績

町における平成 22 年度のし尿処理量は 943kL/年、浄化槽汚泥処理量は 4,597kL/年となっており、全体の約 8 割を浄化槽汚泥が占めています。

西原町における生活排水処理人口の推移



3. 生活排水処理の課題

■ 家庭及び地域における生活排水処理に関する主な課題

- ・ 公共下水道への接続を、さらに促進する必要がある。
- ・ 合併処理浄化槽への転換を、さらに促進する必要がある。(下水道処理区域外の地域)
- ・ 浄化槽の定期的な清掃、検査が十分でない。
- ・ 調理くずや食べ残しの排水流出防止を、さらに促進する必要がある。
- ・ 廃食油等の有効利用を、さらに促進する必要がある。
- ・ 洗濯時の洗剤、石鹼の適量使用を、さらに促進する必要がある。
- ・ 洗濯排水の直接排水防止を、さらに促進する必要がある。
- ・ お風呂残り湯の再利用を、さらに促進する必要がある。



■ 収集・運搬に関する主な課題

- ・搬入規制を撤廃した場合に予想されるし尿等の搬入量の増大に対応した適正な収集、運搬体制の確保が必要である。
- ・公共下水道の普及に伴う収集・運搬対象世帯数の減少に対応した適正な収集、運搬体制の確保が必要である。

■ 中間処理に関する主な課題

- ・搬入規制を撤廃し、発生するし尿等の全量処理を行う必要がある。
- ・現有施設の老朽化に伴い、新たなし尿等の処理施設の整備が必要である。

■ 資源化・最終処分に関する主な課題

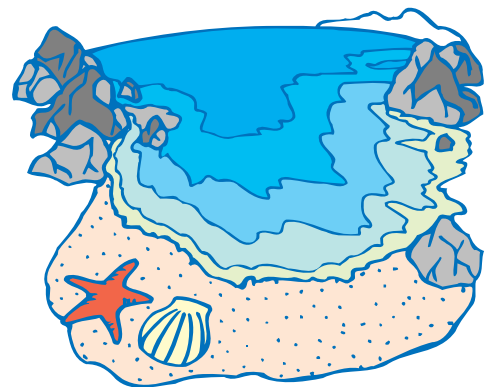
- ・し尿処理工程から排出された汚泥をその他の有機性廃棄物とあわせて資源化処理することを検討する必要がある。

■ 啓発普及に関する主な課題

- ・水質保全に対する生活排水処理対策が果たす役割及びその効果、発生源（台所等）における汚濁負荷削減対策等についての啓発活動を、継続的に実施し、さらに推進する必要がある。
- ・浄化槽設置世帯に対し、浄化槽の保守・点検・清掃及び検査の実施について指導を徹底する必要がある。

■ 災害時のし尿処理に関する主な課題

- ・収集・運搬体制、各種関係機関との連携体制を確立する必要がある。
- ・「災害廃棄物処理計画（仮称）」を策定する必要がある。





4. 生活排水処理計画

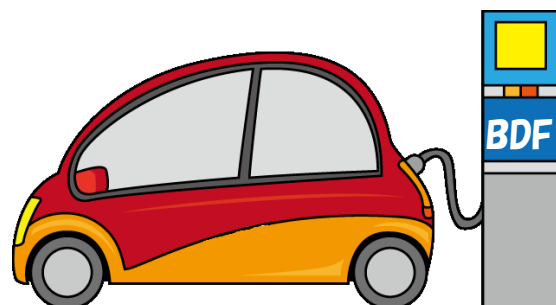
(1) 生活排水処理対策

各家庭で、水切りネットの使用、合成洗剤の使用抑制、お風呂の残り湯の再利用等、生活排水処理対策について啓発を行い、自主的な取り組みを促進します。

① 町における取り組み

町における取り組み

- 生活排水の施設整備に関する取り組み
 - ①公共下水道の整備推進。
 - ②公共下水道整備済み地域の下水道未接続世帯への下水道への接続促進。
 - ③単独処理浄化槽設置世帯に対する合併処理浄化槽への切り替え促進、切り替え工事に対する助成。
 - ④地域性に配慮した生活排水処理システム（公共下水道、合併処理浄化槽等）の整備検討。
- 生活排水の適正管理に関する取り組み
 - ①浄化槽の適正管理指導。
 - ②事業者への適正排水の指導、監視。
- 生活排水に係る資源化に関する取り組み
 - ①各種生活排水処理施設から発生する汚泥の堆肥等への資源化の検討、推進。
- 生活排水処理対策の啓発普及に関する取り組み
 - ①町の広報、ホームページ等を活用した生活排水処理対策の啓発。
 - ②生活排水処理対策の意識啓発の広報活動（ポスター・パンフレット等の作成、配布）。
 - ③河川、排水路等の清掃活動の実施。
 - ④廃食用油からの石鹸作り指導。
 - ⑤廃食用油のバイオディーゼル燃料化の推進。
 - ⑥啓発ビデオの上映、貸し出し。
 - ⑦生活排水処理対策等に関する講演会等の開催。
 - ⑧水生生物観察会等の開催。



② 町民における取り組み

町民における取り組み

○生活排水の施設整備に関する取り組み

- ①公共下水道への接続。(下水道処理区域内の整備済み地域)。
- ②単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換。(下水道処理区域外)。

○生活排水の適正管理に関する取り組み

- ①調理くずの適正処理(排水として流さない)。
- ②廃食用油の適正処理(排水として流さない)。
- ③米のとぎ汁を植木等への散水へ利用する。
- ④アクリルたわしの利用。
- ⑤無リン洗剤、石鹼を使用する。
- ⑥洗剤、石鹼は適量を使用する。
- ⑦洗濯排水等をベランダ等から排水しない。
- ⑧無洗米の使用。

○生活排水に係る資源化に関する取り組み

- ①お風呂の残り湯を洗濯等に再利用する。
- ②雨水、中水の積極利用。

○生活排水処理対策の啓発普及に関する取り組み

- ①町や沖縄県の実施する生活排水処理に関する各種施策への協力。



③ 事業者における取り組み

事業者における取り組み

○生活排水の施設整備に関する取り組み

- ①公共下水道への接続(下水道処理区域内の整備済み地域)。
- ②単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換(下水道処理区域外)。

○生活排水の適正管理に関する取り組み

- ①適正な排水管理、処理(水質汚濁防止法の遵守)。

○生活排水に係る資源化に関する取り組み

- ①雨水、中水の積極利用。

(2) 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、町が主体となり、各家庭等からの収集・運搬業務は、許可業者が実施します。なお、今後は公共下水道の普及に伴い、し尿等収集世帯の減少が想定されることから、より効率的な収集・運搬体制の確立を図る必要があります。

し尿及び浄化槽汚泥の収集区域は、原則として、公共下水道処理区域外を対象としますが、下水道への未接続世帯を含めた町全域を収集対象区域とします。

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬の方法は、各家庭で許可業者に直接申し込みます。なお、今後は搬入規制の撤廃により、その量は現状から大きく変動することが想定されます。

(3) 中間処理計画

し尿処理施設については、東部清掃施設組合において、老朽化した西原処理場の更新を計画しています。当該施設の更新に伴い、し尿等の搬入規制を撤廃し、適正処理を推進します。なお、西原処理場を更新するまでは、当該施設において、西原町、与那原町及び南城市（佐敷地区）のし尿等の処理を継続し、更新後は、西原町、与那原町、南風原町、中城村及び北中城村の5町村のし尿処理を行います。

公共下水道の整備が困難な地域（下水道処理区域外の地域）における浄化槽の設置については、単独処理浄化槽世帯及びくみ取り世帯に対し、合併処理浄化槽への転換を促進します。

公共下水道については、下水道処理区域内の整備を今後も推進します。また、下水道整備済み地域については、未接続世帯に対し、下水道への接続を促進します。

(4) 最終処分・資源化計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理後の汚泥は、その他の有機性廃棄物と合わせて資源化し、有効利用を目指します。

(5) 大規模災害時のし尿等の処理について


災害時は、くみ取り便所の便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害で水没したり、槽内に雨水・土砂が流入したりするため、公衆衛生上の観点から被災後速やかにくみ取り、清掃、周辺の消毒が必要です。


災害時に迅速かつ適正な処理を図るため「西原町地域防災計画」に基づき、収集・運搬体制や処理体制、各種関係機関との連絡体制の確立を図ります。また、別途「災害廃棄物処理計画（仮称）」の策定について検討します。



西原町一般廃棄物処理基本計画 概要版

平成24年 3月

策定者  西原町 総務部 町民生活課
〒903-0220 沖縄県西原町字嘉手苅112番地
TEL (098) 945 - 5018

策定委託  株式会社沖縄チャンドラー
〒900-0002 沖縄県那覇市曙3丁目18番26号
TEL (098) 862 - 5871代表

